

クーリングシェルター募集要項

(趣旨)

- 1 気候変動適応法が改正され、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）※を市町村長が指定できるようになりました。

熱中症による健康被害を防止し、町民の生命と健康を守るため、町内施設のクーリングシェルター指定を行いたいと考えています。つきましては、クーリングシェルターを運用し、町と共に熱中症対策に取り組んでいただける施設を募集します。

※指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）…冷房設備を有し、熱中症特別警戒アラート発表時に不特定多数の者へ開放される施設

(実施内容)

- 2 クーリングシェルターは、町民等の休息場所として主に次の内容を実施します。
 - (1) 各施設の出入口等、見やすい場所へのクーリングシェルター案内の掲示
 - (2) クーリングシェルターの場所、飲料購入場所の案内（問い合わせがあった場合）
 - (3) 休息用の椅子、ソファ等の準備（既設のもので可）
 - (4) 冷房設備の適切な管理
 - (5) 利用状況の報告
 - (6) 体調不良者への対応

(申込資格)

- 3 クーリングシェルターの趣旨に賛同し、町内に所在する施設で、次の条件を満たす施設とします。
 - (1) 定期的にメンテナンスされており、施設の規模に応じた冷房設備を有すること
 - (2) 吉備中央町に熱中症特別警戒情報アラートが発表された際、対応可能な日時に施設を開放することができること。
 - (3) 利用者が休息できる椅子、ソファ等を有すること

(施設運用期間)

- 4 クーリングシェルターの運用期間は、熱中症警戒アラート運用期間※（4月第4水曜日～10月第4水曜日）とします。

なお、運用することができる日及び時間帯は、各施設の実情に応じます。

※熱中症警戒アラート運用期間…全国的に暑さ指数を予測し、熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、熱中症警戒アラートが発表される期間

(募集期間)

5 クーリングシェルター指定への申込みは随時受け付けます。

(申込方法)

6 別紙申込書に必要事項を記載の上、持参、郵送、電子メールのいずれかの方法により、吉備中央町保健課に提出してください。

(提出後の流れ)

7 申込書提出後の流れは、次のとおりとなります。

(1) 吉備中央町と施設管理者で協定内容の協議

(2) 協定の締結

(3) クーリングシェルターとしての指定運用開始

クーリングシェルター施設情報の公表（町ウェブサイト）

※申込書を提出した時点で、町からのクーリングシェルターの指定に同意したものとみなします。

(その他)

8 公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、町が不相当と認める場合は、クーリングシェルターとして指定されない場合があります。

【お問い合わせ先】

〒716-1192

岡山県加賀郡吉備中央町豊野1-2

吉備中央町 保健課

TEL: 0866-54-1326